



バスケット台（移動式）のSG基準（公開用）

一般財団法人 製品安全協会

体育施設用器具専門部会専門委員名簿

(委員は50音順)

	氏名	所属
(部会長)	小林 肇	元 独立行政法人産業技術総合研究所
(委員)	大江 俊英	公益財団法人日本体育施設協会施設用器具部会
	大口 達郎	一般財団法人ボーケン品質評価機構
	小川 隆	株式会社小川長春館
	柘平 洋夫	テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社
	窪 政司	株式会社都村製作所
	今野 由夫	公益財団法人日本体育施設協会
	重森 仁	日本スポーツ用品協同組合連合会
	柴田 和弥	セノー株式会社
	須藤 実和	慶應義塾大学大学院
	高橋 直	株式会社エバニュー
	灰西 克博	公益財団法人日本バレーボール協会
	舟岡 修慈	株式会社舟岡製作所
	松浦 正史	東洋殖産株式会社
	三上 貴正	東京工業大学
	宮村 康夫	一般社団法人日本スポーツ用品工業協会
	山本 雅一	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	渡邊 豊	東京海洋大学大学院
(関係者)	経済産業省製造産業局生活製品課 経済産業省商務流通保安グループ製品安全課	
(事務局)	一般財団法人製品安全協会	

バスケット台（移動式）のSG基準

SG Standard for Movable Basketball Equipment

1 基準の目的

この基準は、バスケット台（移動式）の安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項について定め、一般消費者の生命又は身体に対する被害の発生の防止を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この基準は、主として一般競技や体育運動に使用するバスケット台の内、移動して設置することができるもの（以下「バスケット台」という。）について適用する。

3 種類

バスケット台の種類は、次のとおりとする。

I. 移動方法による種類

- (1) 車輪移動形：車輪を利用して移動するバスケット台。
- (2) 車輪なし手持ち移動形：持ち上げて移動するバスケット台。

II. 使用環境による種類

- (1) 屋内用：体育館等の屋内で使用するバスケット台。
- (2) 屋外用：運動場等の屋外で使用するバスケット台。

III. ゴールリングの高さによる種類

- (1) 一般用：主として中学生以上の年齢を対象としたゴールリングの高さを有したバスケット台。
- (2) ミニバスケットボール用（以下「ミニバス用」という。）：主として小学生以下の年齢を対象としたゴールリングの高さを有したバスケット台。

注. ゴールリングの高さを一般用とミニバス用とに調整できるものは、一般用とみなす。

4 安全性品質

バスケット台の安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	基 準	
1. 外観及び構造	<p>1. バスケット台の外観及び構造は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 表面にめっき、塗装等が施されているものにあつては、素地の露出、はがれ、さび等がないこと。</p> <p>(2) 手指等が触れる部分には傷害を与えるようなばり、とがり等がないこと。</p> <p>また、鋭利な角部が露出する部分には、容易に外れないカバーで覆う等の措置を講ずること。</p> <p>(3) 外部に現れるボルト・ナット、溶接部等の先端は、著しく突出していないこと。</p> <p>(4) 屋外用の木製バックボードにあつては、各端面から雨水の侵入がないよう樹脂皮膜等の措置を講ずること。</p> <p>(5) 屋外用にあつては、フレームへのバックボードの取付けは、通しボルト等により、強固に取り付けられていること。</p> <p>(6) 車輪移動形にあつては、打込みくい以外の移動防止機構を有すること。</p> <p>(7) 打込みくいを用いるものにあつては、打込みくいは鋼製であり、かつバスケット台を確実に保持できる構造であること。</p>	

項 目	基 準	
2. 安定性及び耐荷重性	<p>(8) 支柱前面には、選手等の衝突時の傷害を防ぐための防護用マットが取り付けられていること。</p> <p>(9) 重錘は、十分な強度を有し、確実に基台に固定されていること。ただし、移動時に取外し可能な重錘を有したバスケット台にあっては、通常の使用時に容易に移動したり、外れたりしないよう確実に固定されるものであること。</p> <p>2. (1) 通常の使用時、ゴールリング前端に、一般用はON、ミニバス用はONの力を加えたとき、浮き上がりがなく、各部に破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p> <p>(2) 重錘等を取り外した時、ゴールリング前端に、ONの力を加えたとき、浮き上がりがなく、異状がないこと。</p>	

3. 材 料	<p>3. バスケット台の材料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 接触腐食を起こすおそれのある箇所及びさびのおそれのある箇所の金属部には防せい処理が施されていること。</p> <p>(2) 屋外用バスケット台の木製バックボードには、耐候性のあるものを使用すること。</p>	
--------	---	--

5 表示及び取扱説明書

バスケット台の表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	基 準	
1. 表 示	<p>1. バスケット台には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。</p> <p>なお、(3)はバスケット台外表面の目につきやすい位置に、大きな文字等でその趣旨を表示すること。</p> <p>ただし、(3)の内、その製品に該当しない表示については、表示しなくてもよい。</p> <p>(1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3) 使用上の注意</p> <p>(a) バスケット台によじ登ったり、ゴールリング等にぶら下がったりしないこと。</p> <p>(b) 移動は必ず管理者のもとで行うこと。</p> <p>(c) 重錘を取り外すと転倒しやすくなるため、注意すること。</p> <p>(d) 屋外用にあつては、強風等による転倒に注意すること。</p> <p>(4) 安全な使用のため取扱説明書をよく読んで使用する旨。</p>	
2. 取扱説明書	<p>2. バスケット台には、取扱説明書を必ず読み、読んだ後保管する旨及び次に示す趣旨の各項目を明示した取扱説明書を添付すること。なお、(2)、(3)、(4)及び(5)はイラストを併記すること。</p> <p>ただし、その製品に該当しない項目は、省略してもよい。</p>	

項 目	基 準	
	<p>(1) 管理者を定め、設置・移動・使用・点検等の際に注意・指導を行い、安全に取り扱うこと。</p> <p>(2) 取扱説明書は必ず読み、読んだあと保管すること。</p> <p>(3) 種類</p> <p>(4) 各部の名称</p> <p>(5) バスケット台、重錘及びバックボードの質量</p> <p>(6) 組立・解体の方法及び手順 (バックボードの取付方法及び部品の一部が取外されている場合の組立・解体方法を含む。)</p> <p>(7) バスケット台の設置方法 (打込みくい使用の場合は、打込位置、角度、打込方法、抜き方法等を含む)</p> <p>(8) 使用上の注意</p> <p>(a) 車輪移動形は、安定性を確保するため、ストッパ等による固定は必ず行うこと。</p> <p>(b) 使用時には、防護用マットが確実に取り付けられていることを確かめてから使用すること。</p> <p>(c) 重錘が適正に装備されていないと安定性を十分確保できないため、使用前に重錘の装備を確認すること。</p> <p>(d) 屋外用は、雨水等による木材部の腐食や、金属部のさびの発生があると、必要な基本強度に影響を与えるおそれがあるため、使用前には各部を点検すること。</p> <p>(e) バスケット台に接触したり、シユートの際に、バスケット台の各部に著しいゆれが生じた場合はた</p>	

項 目	基 準	
	<p>だちに使用をやめ、製造業者等に連絡し、点検を受けること。</p> <p>(f) 以下のような行為を行うとバスケット台と共に転倒するおそれがあるため、禁止する旨。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・よじ登ること。 ・ゴールリングやバックボード部にぶら下がったり、遊具として使用すること。 <p>(9) 移動上の注意</p> <p>(a) バスケット台の移動は、必ず管理者の指導下で行うこと。</p> <p>(b) 移動の方法</p> <p>車輪なし手持ち移動形にあっては、特に傾斜方法、必要人数、保持位置等を詳細に明記すること。</p> <p>(10) 保管上の注意。</p> <p>(a) 保管時には、必ず所定の重錘を載せて、移動防止機構等により移動しないようにしておくこと。</p> <p>(b) 他の器具等の移動時などにバックボードやバスケット台基台部が接触すると、転倒や破損の恐れがあるため、保管場所に注意すること。</p> <p>(c) 屋外用は、強風等により転倒や破損のおそれがあるため、注意予報等により、建物に固定したり、倒して枕木等に載せるなどの措置を講ずること。</p> <p>なお、夏休み等、長期にわたって使用しない場合も同様の措置を講ずること。</p> <p>倒しておく場合はその方法及び起こす方法。</p> <p>(d) 安全点検は、表 2 に従って行うこと。また、必要に応じて修理又</p>	

項 目	基 準	
	<p>は部品の交換を行うこと。</p> <p>(11) S Gマーク制度は、バスケット台の欠陥に基づいて発生した人身事故に対する賠償制度である旨。</p> <p>(12) 製造業者、輸入業者、販売業者等の名称、住所及び電話番号。</p>	